

議員提出議案第6号

葛飾区生きがい奨励金支給に関する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月21日

提出者	10番	おりかさ 明実	11番	中江 秀夫
	12番	渡辺 キヨ子	31番	三小田 准一
	32番	中村 しんご		

葛飾区議会議長 梅沢 五十六 殿

(提案理由)

高齢者の生涯学習活動、地域活動及び福祉活動への参加を促進し、及び支援するため、生きがい奨励金を支給する必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区生きがい奨励金支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、生きがい奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、高齢者が生涯を通じ自らを高めるための生涯学習活動、地域活動及び福祉活動へ参加することを促進し、及び支援することを目的とする。

(支給要件)

第2条 奨励金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に該当するものとする。

(1) 毎年9月15日に、葛飾区内に住所を有している者。ただし、次に掲げる施設入所者で、入所の際、葛飾区内に住所を有していたものであるときは、葛飾区内に住所を有している者とみなす。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第25条及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条に規定する介護保険施設に入所中の住所地特例者

イ 法令の規定により知事又は区長の措置を受け、葛飾区の区域外の施設に入所している者（アに掲げる住所地特例者を除く。）

(2) 75 歳以上の者

(奨励金の額)

第 3 条 奨励金の額は、3,000 円とする。

(支給)

第 4 条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、毎年 9 月 15 日に、支給対象者に奨励金を支給する。ただし、やむを得ない場合は同日後においても支給することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区規則で定める。

付 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。